



FOR ALL OF NIKKO

日光ブランド認定制度

～申請の手引き～

日光ファンと共に創る日光の新時代

～「日光」のすべてのために。～

日光市

目 次

日光ブランド認定制度の概要	1
平成25年度日光ブランド認定地域資源の募集	3
認定申請書の記載方法	5
日光ブランド認定についてのQ&A	10
日光ブランド18の約束	12
日光ブランド認定要領	14
日光ブランド認定基準及び審査取扱方針	18
事業者の環境配慮（行動）指針（日光市環境基本計画より抜粋）	25

日光ブランド認定制度の概要

日光ブランド認定制度の目的は？

市内に点在する様々な地域資源を、日光ブランドとして認定し、広く世界に発信することにより、日光市のイメージを高め、産業の活力や市民の活力を向上させ地域活性化につなげることを目的とします。

認定の対象となる地域資源は？

自然、環境、歴史、文化、食、健康、産業、技術、生活又は風習に関する分野に属するもので、当市に存するものうち下記のものとしてします。

- ① 市内で生産、製造若しくは加工されたもの又は市内の生産物をその主たる材料として製造若しくは加工されたもの
- ② 歴史的若しくは文化的な施設又は行事、祭事、芸術、芸能、観光資源、自然、景観、取り組み等であって、市内に存するもの又は伝承されているもの
- ③ 市内に存する伝統的又は先進的な技術であって、市内外で提供されているもの
- ④ 先進的な取り組み又は事業であって、市内で実施されているもの

認定申請の対象者は？

地域資源を有する本人による申請、又は推薦（本人以外）による申請とします。

- ① 本人による申請については、市内に事業所又は住所を有する者で、個人、団体、事業所での申請とします。
- ② 推薦（本人以外）については、原則として当事者の同意が得られたものとします。

どのように認定するの？

日光ブランドの認定を受けようとする方は、毎年度募集する期間内に日光ブランド認定申請書を提出する必要があります。日光ブランド認定基準に基づき、認定申請の内容について日光ブランド認定審査委員会で審査を行います。審査にはインターネットやハガキでの投票も加味されます。その結果を受けて、市長が認定します。

また、日光ブランドは、認定後も成長し続けるものであり、一定期間の検証後にランク（5つ★～3つ★）を決定します。

認定基準とは？ P18参照

日光ブランド戦略プランにおける、自立成長、市場最適、市民参画、及び日光ブランド18の約束に基づき、「日光ブランド認定基準」を定めています。

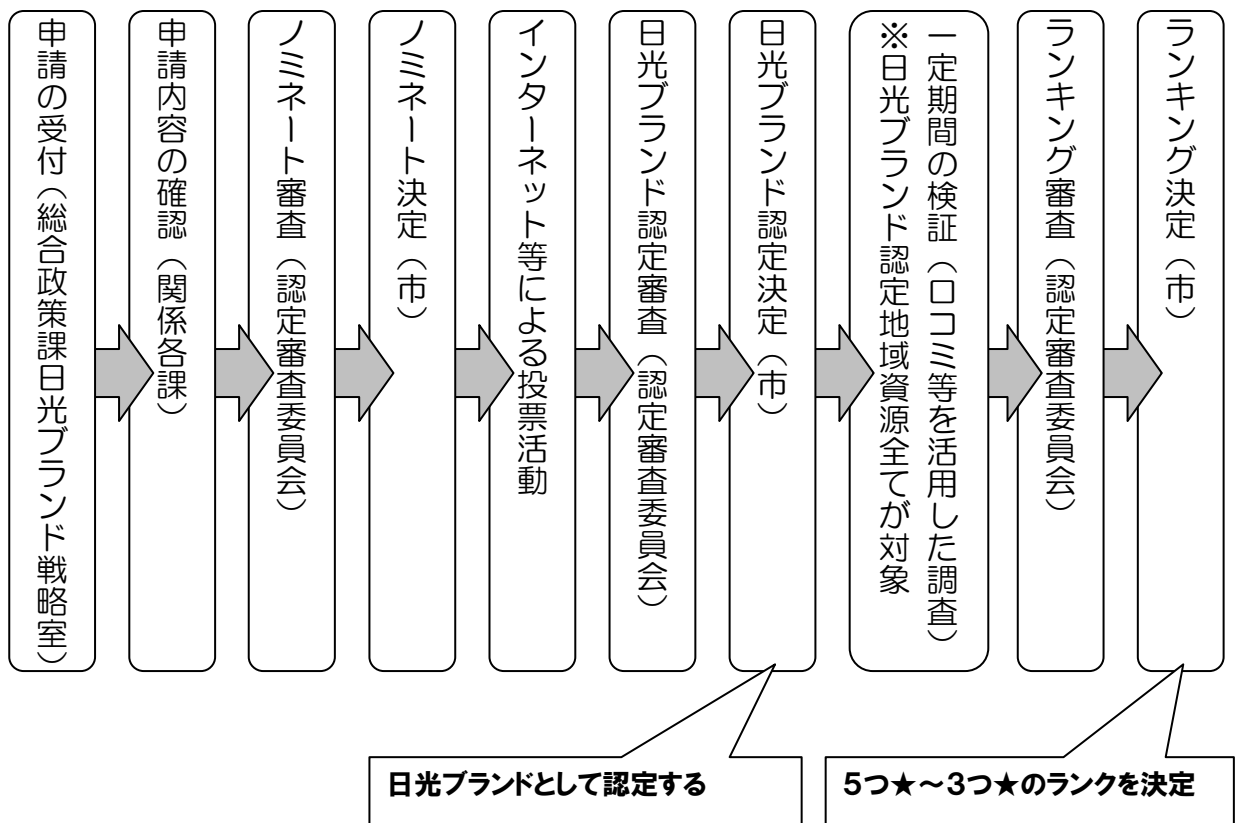
認定されるとどうなるの？

「市ホームページや広報紙への掲載」「パンフレット等への掲載」「プロモーション活動」などを行い、多くの人に認定地域資源を知っていただく機会をつくれます。

認定審査委員会って？

日光ブランド認定審査委員会設置条例に基づき設置した「日光ブランド認定審査委員会」には、各分野の代表者15名以内が委員として就任し、厳しい視点からの審査を行います。

日光ブランド認定までの全体的な流れは？



平成25年度 日光ブランド認定地域資源の募集（食分野）

日光ブランド認定は、7月から「食」の分野を募集しますので、「日光ブランド認定要領」「日光ブランド認定基準」など当手引きを参照のうえ、申請してください。

1 認定の対象

市内で生産、製造若しくは加工されたもの又は市内の生産物をその主たる材料として製造若しくは加工されたもので、3年以上継続して販売・提供・生産・作付している次の地域資源を募集します。

- (1) 物産品（特産品、名産品等）
- (2) 飲食店等のメニュー
- (3) 一次産品（農林水産物）

2 募集期間

平成25年7月1日（月）～8月12日（月）の期間中（土日祝除く）に、窓口まで持参（午前8時30分～午後5時15分まで）

3 申請資格

地域資源を有する本人による申請、又は推薦（本人以外）による申請とします。

- ① 本人による申請については、市内に事業所又は住所を有する者で、個人、団体、事業所での申請とします。
- ② 推薦（本人以外）については、原則として認定対象地域資源の当事者の同意が得られたものとします。

4 申請方法

- (1) 「日光ブランド認定申請書」に必要事項を記入のうえ、直接総合政策課日光ブランド戦略室へ提出してください。
- (2) 応募書類は返却いたしません。
認定された地域資源の写真や説明文などは、メディア等への取材記事に使用する場合があります。

申請書類一覧	1. 日光ブランド認定申請書	3. 写真
	2. 日光ブランド認定調書	4. その他（動画等：任意）

5 認定審査基準

認定審査については下記の項目について評価を行います。

- ①推奨人（申請した地域資源の推奨人（FAN）がいるか）
- ②地域性（市内に事業所等があるか、市内で生産・製造・加工されたものか、市内の生産物を主たる材料として使用しているか）
- ③歴史性・継続性（日光市で継続して販売、提供しているものか）
- ④認知性（広く知られているか）
- ⑤共感力・背景（市場の共感を得られているか、ストーリー性はあるか）
- ⑥その他（希少性・先進性、環境への配慮、信頼性・品質性、将来性、表示への配慮）

6 認定期間

平成28年3月末まで

7 選考方法

選考については、多くの皆様に参加していただき、審査を行います。

- ① ノミネート審査（8月）
- ② 投票活動（9月～12月）
※ノミネートされた地域資源について、インターネットやハガキ投票を行います。
- ③ 認定審査（1月）
※投票活動や専門的見地からの審査を行います。必要に応じて地域資源の提供を求める場合があります。（費用については地域資源の当事者負担）

8 発表

認定された地域資源は、平成26年1月頃に申請者に直接通知するとともに、市ホームページ上で発表します。

9 認定後

「市ホームページや広報紙への掲載」「(仮称)日光ブランドパンフレット等への掲載」「各種プロモーション活動」などを積極的に行い、多くの人に地域資源を知っていただく機会をつくります。

10 問い合わせ先

〒321-1292 日光市今市本町1番地

日光市企画部総合政策課日光ブランド戦略室（本庁第3庁舎2階）

TEL 0288-21-5131 / FAX 0288-21-5109

E-mail : seisaku@city.nikko.lg.jp

URL : <http://system.nikkobrand.jp>

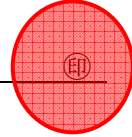
認定申請書の記載方法

(様式第1号)

○年 ○月 ○日

日光市長 様

申請者 住所 日光市今市本町○番地
名称及び
代表者氏名 日光若葉



日光ブランド認定申請書

日光ブランド認定要領第9条の規定に基づき、次の地域資源について日光ブランドの認定を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

地域資源の名称	【フリガナ】 ○○○○の■■■■
	<u>○○○○</u> の <u>■■■■</u>

店舗、団体、事業者名等を記載

商品名を記載

(様式第2号)

日光ブランド認定調書(本人・推薦 いずれか○)

1 地域資源の名称 (自然・環境・歴史・文化・食・健康・産業・技術・生活・風習 いずれか○)

フリガナ	〇〇〇〇の■■■■■
	〇〇〇〇の■■■■■

2 申請者(推薦者)の概要

(1) 個人の場合

氏名	フリガナ ニッコウワカバ
	日光 若葉
住所	〒321-1292 日光市今市本町○番地
電話番号	0288-〇〇-△△△△

(2) 法人又はその他の団体の場合

名称	フリガナ
代表者(職・氏名)	フリガナ
所在地	〒
申請に対する お問合せ先	担当者名 : TEL : FAX : メール :
事業又は活動内容	
関連 URL (公開されます)	

(3) 推薦の場合の所有者等の同意の有無

有 ・ 無	所有者等住所
	所有者等氏名

㊟

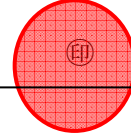
3 日光ブランド18の約束への誓約（申請者が記載して下さい）

18の約束は
P12 参照

日光を愛する私たちは、日光ブランド認定を申請するにあたり、日光ブランド戦略プランにおける、『日光ブランド18の約束』を遵守することを誓います。

署名・押印

日光 若葉



4 推奨人（市内5名以上）

住 所		氏 名
市 内	日光市〇〇〇〇番地	日光 四季
	日光市△△△△番地	日光 彩子
	日光市□□□□番地	日光 風花
	日光市▽▽▽▽番地	日光 かおる
	日光市◇◇◇◇番地	日光 ひかり
(推奨人が多ければ評価で加点されます。詳しくはP20（別表2）をご覧ください)		
市 外	宇都宮市・・・	・・・・・・・・
	東京都・・・	・・・・・・・・
	・・・・・・・・	・・・・・・・・
	・・・・・・・・	・・・・・・・・
	・・・・・・・・	・・・・・・・・

5 地域資源について

1) 概要 (※100文字以内。記載内容は、ホームページ等に掲載されます。)

申請する地域資源の概要を100文字以内で記載してください。

2) 特徴、こだわり、エピソード (※200文字以内。記載内容は、ホームページ等に掲載されます。)

申請する地域資源の特徴、こだわり、エピソード、ストーリーなどを200文字以内で記載してください。

6 地域資源の特性 (該当する項目を記載してください)

1) 地域性

事業所等の所在、立地等が、日光市と関わりをもっているか記載してください。
市内で生産、製造、加工されたものであれば詳細を記載してください。
市内の生産物を主たる材料としているものであれば詳細を記載してください。
例) 日光市〇〇に立地、日光市〇〇で加工、日光市〇〇産の農産物使用

2) 歴史性・継続性

いつから販売、提供、生産、作付けしているものか記載してください。
※3年以上のものが、申請対象となります。

3) 認知性

広く知られているものか、その場合、どの範囲まで認知度があるか記載してください。
知られている範囲(地域の住民は知っている、県内で有名、国内で有名)や、過去のメディア等への取り上げ等についても記載してください。

4) 希少性・先進性

申請品については、希少価値のある地域資源か、新しい食資源か記載してください。

例) 〇〇地域で限定的に作付けされている。
江戸時代から伝わる伝統的な製法で製造している。

5) 環境への配慮

日光市環境基本計画の環境配慮(行動)指針の実践を行っているか記載してください。
環境にやさしい栽培を行っているか記載してください。

(P25~32をご参照ください。)

6) 信頼性・品質性

地域資源に対する受賞歴や認証等について記載してください。

例) 表彰名、受賞内容、実施団体

品質向上や品質管理に関する取組について記載してください。

7) 将来性

将来にわたり、技術の継承、継続的かつ安定的な生産・販売が見込まれ、その拡大が期待できるか記載してください。

8) 表示への配慮

わかりやすい表示を行っているか、英語標記等に対応しているか記載してください。

7 写真等の添付 (※ホームページ等に掲載されます。Jpeg形式で別途データ提出必須)

日光ブランド投票のホームページ (<http://system.nikkobrand.jp>) に掲載されます。

【撮影日】 ●年 ●月 ●日

8 その他 地域資源の映像や音声の記憶媒体 (任意)

動画があればそのURLを記載してください。申請者各自でアップロードしたもののURLのリンクを行います。

日光ブランド認定についてのQ & A

【申請関係】

地域資源なら何でも申請できますか？

自然、環境、歴史、文化、食、健康、産業、技術、生活、風習の幅広い分野に属するもので、当市にあるもののうち次のものであれば申請できます。

- ・市内で生産、製造、加工されたもの
- ・市内の生産物を主たる材料として製造、加工されたもの
- ・歴史的施設、文化的施設、行事、祭事、芸術、芸能、観光資源、自然、景観、取組
- ・伝統的技術、先進的な技術、先進的な取組、先進的な事業（技術においては市外提供も申請可）

日光市民ではありませんが申請できますか？

申請については、市内に事業所又は住所がある方で、認定対象資源の当事者の方をお願いしています。なお、当事者の同意が得られれば市外の方でも推薦申請をすることができます。

特産品や名産品を多数扱っている場合、何品でも申請できますか？

ひとつの事業所等で申請することができる地域資源の数については、制限しておりません。ただし、投票が分散する可能性は考えられます。

自然を申請したいのですが、所有者等が分からない場合はどうしますか？

自然については、国有地等の場合もあります。ご不明な場合は、ブランド戦略室までお問合せください。

新規の地域資源（商品）については、申請できないのでしょうか？

ブランドは、市場の共感を得た、希少性や信頼性の高いものになるものと考えています。競争が厳しい国内飲料市場では、1,000種類の新商品が開発されても、1年後に残るのは3種類ともいわれています。日光ブランド認定制度については、市場に出てから一定期間（最低3年）を経過したものについて、申請できるものとしております。

【 審 査 関 係 】

インターネット投票の制限はありますか？

インターネット投票は、分野ごとに1日1回投票できます。投票結果については、点数化し、審査項目のひとつとします。

組織的な投票があるため、投票はあてにならないと思いますが？

日光ブランドは、日光FANと共に創りあげるものです。そして、多くのFANが盛り上がり、毎日投票することは、制限していません。また、投票は審査項目のひとつであり、そのほかの多くの項目により、日光ブランドとして認定されるため、投票だけで認定するものでもありません。投票の際に、その他の市内の多くの地域資源を確認することになりますので、新たな日光を知る機会にもなります。ぜひ、ホームページにアクセスしていただき、日光ブランドを盛りあげていただければと思います。

特産品の申請を考えていますが、商品の提供は求められますか？

日光ブランド認定要領第11条第3項により、認定対象地域資源の当事者に提供していただく場合があります。費用についても、ご負担をお願いします。

【 認 定 関 係 】

認定期間が終了するとそのまま延長されるのですか？

今回の認定期間については、平成28年3月末までとなります。そのため、その後、再度、投票活動と認定審査を実施します。自動的に延長はされません。日光ブランド認定制度は、申請者が成長しながら（自立成長）、市場の共感を得ながら（市場最適）、多くの皆様に参加していただきながら（市民参画）、より価値の高いブランドを目指していきます。

製造（加工）品について、原材料が外国産のものについては申請できますか？

外国産を使用しているものであっても、ノミネート基準に合致するものであれば申請は可能です。ただし、地域性の評価が低くなります。

私たちにできること

日光ブランド・18の約束

日光ブランドを実現するため、私たちはどのようなことができるのでしょうか。

関わる人々のあるべき姿

- 1 日光を愛する私たちは、日光ブランドを大切にします。
- 2 日光を愛する私たちは、郷土への誇りや愛着を育みます。
- 3 日光を愛する私たちは、日光を知らない人々に、その魅力を、わかりやすく伝え、期待される存在になります。
- 4 日光を愛する私たちは、全ての人に対して、日光を大切にしたいと思ってもらうようにします。

日光は地域資源の宝庫です。いいところ・素晴らしいところを皆さんで探してみましょう。

そして、友人などにも日光の良さを伝え、「日光っていいところだね」「素晴らしいところだね」「また来たいね」と思ってもらえることがとても大切です。



資源と成長のあるべき姿

- 5 日光を愛する私たちは、多様な自然との共生や未来の環境社会を担います。
- 6 日光を愛する私たちは、貴重な歴史と育まれた文化を多くの人々に伝えます。
- 7 日光を愛する私たちは、日光ファンを支える食と安全を守り、その健康に貢献します。
- 8 日光を愛する私たちは、種々の産業とその技術を継承・発展させて、未来につなげていきます。
- 9 日光を愛する私たちは、時代の変化を捉えつつ、先人たちの営みを後世に伝えます。

日光には、自然や環境、歴史、文化、食、健康、産業、技術、生活、風習など、さまざまな地域資源があります。これらを守り、語り、発展させ、そして次世代につなげていくことがとても大切です。



戦略プランでは、実践ガイドラインとして「日光ブランド・18の約束」を定めました。

共感と市場のあるべき姿

- 10 日光を愛する私たちは、人々の共感に基づく評価を大切にします。
- 11 日光を愛する私たちは、細やかな地域の価値をお互いに大切にします。
- 12 日光を愛する私たちは、国内における日光の評価を維持、高めるようにします。
- 13 日光を愛する私たちは、わが国を代表して、海外における日本の評価を維持、高めるようにします。



「日光っていいね」「日光っていいものがたくさんあるね」と、市民の皆さんはもちろん、日本中にそして世界中から愛される、そんなまちにすることがとても大切です。

情報と発信のあるべき姿

- 14 日光を愛する私たちは、情報を虚偽、誇張等なく正しく伝えます。
- 15 日光を愛する私たちは、情報の伝達において、誰もが理解できる社会福祉的視点*1をもちます。
- 16 日光を愛する私たちは、日光の価値を、言語や文化的価値観*2を越えて伝えるようにします。
- 17 日光を愛する私たちは、これらの情報の伝達を通じ、日光の価値全体を高めます。
- 18 日光を愛する私たちは、常に発信した情報を検証します。



誰もが分かりやすい情報発信を心がけることが大切です。そして、日光の価値を多くの人に伝えましょう。市民の皆さんの口コミも重要な発信源です。

- *1…社会福祉的視点
情報発信にあたり、障がいをもった人々を含めて広く伝わるように配慮する視点の意味
- *2…文化的価値観
多様な人々や地域が育んだ文化を大切に考える考え方。

日光ブランド認定要領

(趣旨)

第1条 この要領は、当市の優れた地域資源を日光ブランドとして認定するための制度を実施することについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 日光ブランド 国内外における日光そのものの価値を高めるものをいう。
- (2) 地域資源 自然、環境、歴史、文化、食、健康、産業、技術、生活又は風習に関する分野に属するもので、当市に存するものをいう。

(認定審査委員会)

第3条 市長は、日光ブランド認定審査については、日光ブランド認定審査委員会設置条例(平成25年日光市条例第36号)により設置された日光ブランド認定審査委員会(以下「認定審査委員会」という。)に行わせるものとする。

(認定の対象)

第4条 日光ブランドの認定の対象となる地域資源(以下「認定対象資源」という。)は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 市内で生産、製造若しくは加工されたもの又は市内の生産物をその主たる材料として製造若しくは加工されたもの
- (2) 歴史的若しくは文化的な施設又は行事、祭事、芸術、芸能、観光資源、自然、景観、取組み等であって、市内に存するもの又は伝承されているもの
- (3) 伝統的又は先進的な技術であって、市内外で提供されているもの
- (4) 先進的な取組み又は事業であって、市内で実施されているもの
- (5) 前各号に掲げるもののほか、日光ブランドに認定する必要があると市長が特に認めるもの

(認定基準)

第5条 市長は、日光ブランドとして認定するために必要な基準(以下「認定基準」という。)を別に定めるものとする。

- 2 市長は、必要があると認めるときは、認定基準を変更することができる。
- 3 市長は、認定基準を定めるとき又は前項の規定によりこれを変更しようとするときは、認定審査委員会の意見を聴くものとする。

(申請の方法)

第6条 日光ブランド認定の申請は、次のいずれかの方法によるものとする。

- (1) 本人申請 認定対象資源の当事者であり、市内に事業所又は住所を有する者で認定を受けようとするものが申請すること。
- (2) 推薦申請 認定対象資源の当事者以外の者が当該認定対象資源を認定すべきもの

として申請すること。

(推薦申請の条件)

第7条 推薦申請を行うことができる認定対象資源は、あらかじめ認定対象資源の当事者の同意を得たものとする。ただし、認定対象資源の種類によって同意を得ることが困難であると認められるときは、この限りでない。

(募集期間)

第8条 市長は、日光ブランドを募集しようとするときは、年1回以上、期間を定めて募集しなければならない。

(認定申請)

第9条 認定申請対象者が認定申請しようとするときは、日光ブランド認定申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添付し、市長に申請しなければならない。

(1) 日光ブランド認定調書(様式第2号)

(2) その他市長が必要と認める書類

(ノミネート審査)

第10条 市長は、前2条の規定により認定申請があったときは、認定基準に基づき、認定の審査を行う前のノミネートについての審査(以下「ノミネート審査」という。)を行うものとする。

2 前項の規定によるノミネート審査は、認定審査委員会が実施し、その結果に基づき、市長が決定する。

3 市長は、ノミネート審査の結果についてその理由を付し、日光ブランド認定ノミネート審査結果通知書(様式第3号)により認定申請の申請をした認定申請対象者(以下「申請者」という。)に通知するものとする。

(認定審査)

第11条 市長は、ノミネート審査によりノミネートを決定したときは、当該認定対象資源について認定基準に基づき、日光ブランドの認定の審査(以下「認定審査」という。)を実施しなければならない。

2 前項の規定による認定審査は、認定審査委員会が実施し、その結果に基づき、市長が決定する。

3 認定審査委員会は、必要に応じて地域資源の提供を求めることができる。この場合において、地域資源の提供にかかる費用は認定対象地域資源の当事者が負担するものとする。

4 市長は、認定審査の結果についてその理由を付し、日光ブランド認定審査結果通知書(様式第4号)により申請者又は推薦者に通知するものとする。

(認定評価)

第12条 市長は、前条の規定により日光ブランドに認定した認定対象資源(以下「日光ブランド認定地域資源」という。)について、その品質等を維持するために必要な評価の

基準（以下「評価基準」という。）を定めて定期的に評価を行わなければならない。

2 前項の規定による評価は、認定審査委員会に依頼することができる。

（認定期間）

第13条 日光ブランドの認定の期間（以下「認定期間」という。）は、認定の決定をした日から2年を経過した日が属する年度の末日までとする。ただし、市長が継続して認定する必要があると認めた場合においては、認定期間を延長し、又は継続して認定することができる。

2 前項ただし書の場合において、市長は認定期間の延長又は継続して認定しようとするときは、あらかじめ認定審査委員会の意見を聴かななければならない。

（再認定）

第14条 認定期間の満了により日光ブランドの認定が終了する日光ブランド認定地域資源を再び日光ブランド認定地域資源として認定（以下「再認定」という。）を受けようとするときは、市長が指定する期日までに新たに認定申請の手続をしなければならない。この場合において、添付資料その他省略できるものがあると市長が認めたときは、これを省略することができる。

（認定の特例）

第15条 市長は、この要領の規定にかかわらず、国が締結する条約それに準ずるその他の取り決め等により、世界的な評価を得ている又は得たものについては、日光ブランド認定地域資源として認定することができる。

2 市長は前項の規定による認定を行ったときは、認定審査委員会に報告するものとする。

（認定者の責務）

第16条 第11条の規定により認定を受けた者（第14条の規定により再認定を受けた者を含む。以下これらを「認定者」という。）は、日光ブランド認定地域資源の宣伝活動を積極的に行うとともに、その質の向上に努めなければならない。

（認定の取消し）

第17条 市長は、日光ブランド認定地域資源が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、これを取り消すことができる。

- (1) 認定を受ける要件又は資格を欠くに至ったとき。
- (2) 虚偽の申請により認定を受けたとき。
- (3) 認定基準に適合しないと認められたとき。
- (4) 公序良俗に反する又はそのおそれがあると認められるとき。
- (5) その他日光ブランドに支障を及ぼすおそれがあるとき。

2 市長は、前項の規定により日光ブランドの認定を取り消したときは、日光ブランド認定取消通知書（様式第5号）により、当該日光ブランドの認定者に通知するものとする。この場合において、市長が必要と認めるときは、当該日光ブランド品及びその認定を受けた者を公表することができる。

3 第1項第2号又は第4号の規定により認定が取消されたときは、当該取消の決定を受けた認定者は取消の決定を受けた日から1年間は、申請をすることができない。

4 申請ができない期間を経過した後に認定を受けようとするときは、取消を受けた日光ブランド認定地域資源は再び認定を受けることができない。

(損害に対する責任)

第18条 市長及び認定審査委員会は、日光ブランドの認定に関して発生したいかなる損害及び損失に対しても一切の責任を負わない。

(その他)

第19条 この要領に定めるもののほか、日光ブランドの認定その他の必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成25年3月11日から施行する。

この要領は、平成25年6月19日から施行する。

この要領は、平成25年9月10日から施行する。

日光ブランド認定基準及び審査取扱方針

第1 日光ブランド認定要領第5条に規定する認定基準は下記のとおりとする。

審査項目		説明	該当する分野
共通評価	共感力・背景	・インターネット、ハガキを活用した投票	全分野
	推奨人	・推奨人（FAN）が一定以上いるか	全分野
	地域性	・材料・所在・立地等が、日光市と関わりを持っているか	全分野
	歴史性・継続性	・一定期間以上、継続、存在しているものか	全分野
	認知性	・広く知られているか	全分野
分野別評価	希少性・先進性	・希少価値のあるものか	自然、歴史、風習
		・先進的な取組か	文化
		・希少価値のあるものか ・新しい食資源か	食
	環境への配慮	・環境保全等の取組を行っているか	自然
		・環境への配慮について考えられているか	文化
		・日光市環境基本計画の環境配慮(行動)指針を実践しているか ・環境にやさしい栽培を行っているか	食
	信頼性・品質性	・誰もが立ち入ることができ、魅力を感じられるか	自然
		・誰もが立ち入ることができ、魅力を感じられるか ・文化財に指定等がなされているか	歴史、風習
		・集客が見込めるか	文化
		・優れた生産技術や出荷規格に基づいているか ・信頼性の裏づけとなる客観的事実(受賞歴や認証歴)を有しているか ・品質管理、衛生管理、クレーム処理等の体制が整っているか ・ユニバーサルデザインに配慮しているか	食
	将来性	・保存が適切に行われているか ・一般に公開されているものか ・伝統文化、風習などは、継続性が認められるか	歴史、風習
		・事業主体に継続性が認められるか ・内容については良好なものか	文化
		・将来にわたり継続的かつ安定的な生産、販売が見込まれ、その拡大が期待できるか ・後継者育成や技術の継承を行っているか ・材料については安定調達できるか ・圃場整備等への取組は行っているか	食
	表示への配慮	・わかりやすい表示を行っているか ・多言語に対応しているか	食
	総合判定	日光市のイメージアップにつながるか	全分野

第2 認定基準に基づく審査取扱方針は次のとおりとする。

認定審査は、認定審査委員会によるノミネート審査、市民等による投票活動、認定審査委員会による認定審査とする。また、一定期間経過後、認定審査委員会による認定評価（ランキング審査）を行うものとする。

【ノミネート審査】

ノミネート審査は、別表1日光ブランド認定ノミネート基準以上のものとする。なお、ノミネート審査項目については認定審査において再度評価を行うが、別表2の認定審査における共通項目の基準とする。

【投票活動】

市長が定める一定の期間において、インターネット及びハガキによる投票を行う。

【認定審査】

別表3の認定審査表により、A=5点 B=4点 C=3点 D=0点として、別表4の倍率を乗じて点数換算し、61点以上でD評価が無いものを日光ブランドとして認定する。なお、評価については別表5の認定審査における分野別項目の基準とする。

【認定評価（ランキング審査）】

ブランド認定された地域資源を対象として、一定期間検証を行い、認定基準に準じた評価基準で再評価を行い、5つ★～3つ★のランク付けを行う。

(別表 1)

日光ブランド認定ノミネート基準

ノミネート審査項目	説 明
推奨人	市内の推奨人（FAN）が5人以上いるか
地域性	① 市内に存在しているもの（食においては②及び③のどちらかを満たして購入も可能なもの） ② 市内で生産、製造若しくは加工されたもの ③ 市内の生産物をその主たる材料としたもの 上記のいずれかを満たしているか
歴史性・継続性	3年以上、継続、存在しているものか
認知性	地域資源に対する社会的認知度があるか

(別表 2)

認定審査における共通項目の基準

審査項目		評 価		
		A	B	C
推奨人		市内10人以上 市外10人以上	市内10人以上 市外5人以上	市内5人以上
地域性	食、産業、 技術	①②③のうち全て該当	①②③のうち2つ該当	①②③のうち1つ該当
	上記以外	市内に存在しているもの	/	/
歴史性・継続性		50年以上	10年以上	3年以上
認知性		全国的に認知されている	県内で認知されている	地域で認知されている

(別表 3)

日光ブランド認定審査表

審査項目		説明	評価	倍率
インターネット 評価	共感力・背景	投票結果により評価	A B C D	× 6
	配 点		3 0	
共通評価	推奨人	推奨人 (FAN) が一定以上いるか	A B C	× 1
	地域性	材料・所在・立地等が、日光市と関わりを持っているか	A B C	× 2
	歴史性・継続性	一定期間以上、継続、存在しているものか	A B C	× 2
	認知性	広く知られているか	A B C	× 1
	配 点		3 0	
分野別評価	希少性・先進性	希少価値のあるもの又は先進的な取組か	A B C D	分野別項目における該当項目及び倍率表を参照
	環境への配慮	環境への配慮がされているか	A B C D	
	信頼性・品質性	人にやさしい整備や取組、文化財等に指定されているものか 品質が良好なものか	A B C D	
	将来性	注目される可能性や継続性、保存・保全の取組があるか	A B C D	
	表示への配慮	わかりやすい言語表示を行っているか、多言語に対応しているか	A B C D	
	総合判定	日光市のイメージアップにつながるか	A B C D	
	配 点		4 0	
合 計 得 点			1 0 0	

(別表4)

分野別項目における該当項目及び倍率表

審査項目	自然	歴史、風習	文化	食
希少性 先進性	× 2	× 2	× 2	× 1
環境への配慮	× 2		× 1	× 1
信頼性 品質性	× 2	× 2	× 1	× 2
将来性		× 2	× 2	× 1
表示への配慮				× 1
総合判定	× 2	× 2	× 2	× 2

(別表5)

認定審査における分野別項目の基準

①自然

審査項目	説明	A	B	C	D
希少性・先進性	希少価値のあるものか	世界有数の地域資源である	国内有数の地域資源である	県内有数の地域資源である	左記に満たないもの
環境への配慮	環境保全等の取組をおこなっているか	特に厳しい配慮をしている	厳しい配慮をしている	配慮を行っている	左記に満たないもの
信頼性・品質性	誰もが立ち入ることができ、魅力を感じられるか	信頼性・品質性に特に優れている	信頼性・品質性に優れている	信頼性・品質性がある	左記に満たないもの
総合判定	日光市のイメージアップにつながるか	イメージアップ貢献が極めて高い	イメージアップ貢献が高い	イメージアップに貢献している	左記に満たないもの

②歴史、風習

審査項目	説明	A	B	C	D
希少性・先進性	希少価値のあるものか	世界有数の地域資源または取組である	国内有数の地域資源または取組である	県内有数の地域資源または取組である	左記に満たないもの
信頼性・品質性	誰もが立ち入ることができ、魅力を感じられ、文化財に指定等がなされているか	信頼性・品質性に特に優れている	信頼性・品質性に優れている	信頼性・品質性がある	左記に満たないもの
将来性	保存が適切に行われており、一般に公開されているもので、継続性が認められるか	特に優れた保存管理が行われている	優れた保存管理が行われている	保存管理が行われている	左記に満たないもの
総合判定	日光市のイメージアップにつながるか	イメージアップ貢献が極めて高い	イメージアップ貢献が高い	イメージアップに貢献している	左記に満たないもの

③文化

審査項目	説明	A	B	C	D
希少性・先進性	先進的な取組か	世界有数の取組である	国内有数の取組である	県内有数の取組である	左記に満たないもの
環境への配慮	環境への配慮について考えられているか	環境への配慮に特に優れている	環境への配慮に優れている	環境への配慮を行っている	左記に満たないもの
信頼性・品質性	集客が見込めるか	集客数がおおむね 10 万人以上ある	集客数がおおむね 10,000 人以上ある	集客数がおおむね 1,000 人以上ある	左記に満たないもの
将来性	実施主体に継続性が認められるか、品質が良好なものか	継続性が特に優れる	継続性が優れる	継続性が認められる	左記に満たないもの
総合判定	日光市のイメージアップにつながるか	イメージアップ貢献が極めて高い	イメージアップ貢献が高い	イメージアップに貢献している	左記に満たないもの

④食

審査項目	説明	A	B	C	D
希少性・先進性	希少価値のあるものか、新しい食資源か	希少性・先進性に特に優れている	希少性・先進性に優れている	希少性・先進性がある	左記に満たないもの
環境への配慮	日光市環境基本計画の環境配慮（行動）指針の実践、環境にやさしい栽培	環境への配慮に特に優れている	環境への配慮に優れている	環境への配慮を行っている	左記に満たないもの
信頼性・品質性	優れた生産技術や出荷規格に基づいているか、信頼性の裏づけとなる客観的な事実（受賞歴・認証等）を有しているか、品質管理・衛生管理・クレーム処理等の体制が整っているか、ユニバーサルデザインに配慮しているか	信頼性・品質性に特に優れている	信頼性・品質性に優れている	信頼性・品質性がある	左記に満たないもの
将来性	将来にわたり継続的かつ安定な生産・販売が見込まれ、その拡大が期待できるか（後継者育成・技術の継承・材料の安定調達・圃場整備等への取組）	取組が特に優れている	取組が優れている	取組を行っている	左記に満たないもの
表示への配慮	わかりやすい表示を行っているか、多言語に対応しているか	表示への配慮が特に優れている	表示への配慮が優れている	分かりやすい表示をしている	左記に満たないもの
総合判定	日光市のイメージアップにつながるか	イメージアップ貢献が極めて高い	イメージアップ貢献が高い	イメージアップに貢献している	左記に満たないもの

事業者の環境配慮(行動)指針

～日光市環境基本計画より抜粋～

1) エコオフィス※づくり (全事業種共通)

(1) CO₂ (地球温暖化防止)

目 標	日常の業務や事務活動における省資源・省エネルギー対策を進め、CO ₂ 等温室効果ガス※排出量の少ない地球環境にやさしいワークスタイルを築きましょう。	
	今できること	これから努力すべきこと
自動車の利用	○アイドリングストップ※など、エコドライブ※に努めましょう。	○低公害車※や低燃費車の計画的導入を図りましょう。
電気・ガス・灯油	○ウォームビズ・クールビズ※を推進しましょう。 ○空調設備の設定温度は控えめ(目安：冷房時 28℃/暖房時 20℃)にしましょう。 ○昼休みや時間外の不必要な電灯の消灯を徹底しましょう。 ○机や OA 機器を効率的に配置し、OA 機器等は不使用時に電源を切りましょう。	○計画的・効率的業務執行による時間外勤務の削減、営業時間の合理化などにより、夜間の照明や冷暖房の使用を減らしましょう。 ○省エネルギー型の OA 機器や照明器具などの導入を図りましょう。

※エコオフィス：省資源・省エネルギー対策を進め、環境への負荷の少ない事務活動を行っている事業所。

※温室効果ガス：太陽から地球に降り注ぐ光は素通りさせるが、暖まった地球から宇宙に逃げる熱を吸収する性質をもつガスのこと。京都議定書では6種類のガス(二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六フッ化硫黄)が削減対象になっています。

※アイドリングストップ：自動車が走っていないときにエンジンのかけっぱなし(アイドリング)はやめようという取り組み。

※エコドライブ：環境にやさしく、(経済的にも)無駄の少ない運転のことで、急加速・急発進の自粛、早めのアクセルオフ、アイドリングストップ、タイヤの空気圧のこまめなチェックなど、燃費の改善と二酸化炭素の排出の少ない運転をいいます

※ウォームビズ・クールビズ：働きやすい衣服の重ね着や軽装化により冷暖房のエネルギー使用量(CO₂排出量)を減らす取り組み。

※低公害車：従来のガソリン車やディーゼル車に比べて、NO_x、粒子状物質、CO₂といった大気汚染物質や温室効果ガスの排出が少ない、又は全く排出しない自動車のこと。電気自動車、天然ガス車、メタノール車、ガソリンエンジン等と電気によるモーターを組み合わせたハイブリッド車などがあます。

(2) ごみ

目 標	日常業務や事務活動における3R*（ごみの発生抑制・再使用・再生利用）の推進により、事業系ごみの減量とリサイクルや適正処理を進め、環境負荷の少ない事業活動を進めていきましょう。	
	今できること	これから努力すべきこと
事務用品の使用等	<ul style="list-style-type: none"> ○両面コピーの徹底やミスコピーの防止に努めましょう。 ○使用済用紙の裏面利用や使用済封筒の再利用を推進しましょう。 ○環境にやさしい製品（リサイクル原料や再生紙を使用した製品、エコマーク製品*など）を選んで購入しましょう。 	<ul style="list-style-type: none"> ○資料の電子化による共有化を進め、会議資料の簡素化や最小限部数などを徹底しましょう。
減量化 資源化	<ul style="list-style-type: none"> ○分別回収ボックスを設置するなどして、ごみの分別と資源化を徹底しましょう。 ○事業系ごみは、家庭系ごみとして出さないうで適切なリサイクルや収集処理に努めましょう。 ○事業所内で不用になったOA機器、家電、廃棄物等は、リサイクル法や廃棄物処理法に基づいた適正なリサイクルや廃棄物処理を進めましょう。 ○産業廃棄物の処理はマニフェスト制度*（産業廃棄物管理票）に基づき適正に処理しましょう。 	<ul style="list-style-type: none"> ○事業所における資源化推進体制を整備し、適正な廃棄物処理及び資源化を進めましょう。 ○生ごみは、コンポスト容器*や電動生ごみ処理機*などを使って堆肥化しましょう。 ○不法投棄の情報提供や不法投棄地での原状回復等に積極的に協力しましょう。
環境美化	<ul style="list-style-type: none"> ○社内教育等による環境美化ルールの遵守に努めましょう。 	<ul style="list-style-type: none"> ○事業所周辺の清掃や緑化・花いっぱい運動など、環境美化を進め、地域の人に潤いとやすらぎを提供しましょう。

R100



*エコマーク商品：環境への負荷が少なく環境保全に役立つと認められた商品に付けられる環境ラベルの一種。

*マニフェスト制度：産業廃棄物管理票（マニフェスト）のことで、事業者が産業廃棄物を処理する際に、産業廃棄物の種類、量、運搬先などを記載したマニフェスト（産業廃棄物管理票）を交付し、排出から最終処分までの流れがチェックできる制度です。

*コンポスト容器：生ごみを堆肥に変える手伝いをする容器で、コンポスト容器に入れた生ごみの水分は地中に浸み込み、残った有機物の部分は土の中の微生物等の働きで発酵・分解され、数か月程度で堆肥になっていきます。

*電動生ごみ処理機：生ごみをヒーター等の熱源や風で水分を物理的に乾燥したり分解し、減量・減容させる家電製品で、生ごみの容積を約1/7から1/10に減容します。

(3) 環境交流

目 標	従業員等への環境教育を進めていきましょう。また、地域での環境学習や環境保全活動への協力や参加など、事業活動における環境保全の取り組みを進め、環境パートナーとして地域住民の理解と交流を深めていきましょう。
	環境配慮(行動)の推進
環境教育・環境学習	<ul style="list-style-type: none"> ○従業員に対する環境教育の強化・充実を図りましょう。 ○「環境にっこう」*や事業者向け環境メール*を活用した社内の環境教育を進めましょう。 ○技術者の講師派遣、環境学習機材の貸し出しなど、地域や学校での環境教育・環境学習等に協力しましょう。
環境保全活動等	<ul style="list-style-type: none"> ○事業場周辺の清掃活動や環境美化活動に参加・協力しましょう。 ○クリーンパートナー制度*への参加・協力など、環境保全への取り組みを積極的に進めましょう。 ○環境保全活動等に積極的に協力しましょう。
環境情報・情報交流	<ul style="list-style-type: none"> ○事業者向け環境メール発信事業に参加しましょう。また、「環境にっこう」や環境メール発信事業への環境情報の提供や寄稿に協力しましょう。 ○ISO14001*やエコアクション 21*の認証取得などにより、エコオフィス*を積極的に推めましょう。 ○事業所の地球温暖化対策報告書や環境報告書の作成・公表など、温室効果ガス*排出量削減や環境保全対策に取り組み、市民や消費者等の理解の向上と交流に努めましょう。

*事業者向け環境メール：日光市の環境施策や環境情報、国・県の情報などを、登録された事業所に市から電子メールで提供するサービス。

*「環境にっこう」：市の環境に関する情報を発信・提供するしくみのこと。日光市のホームページと環境機関紙の2つがあります。

*クリーンパートナー制度：市が管理する道路・公園等を、市に代わり市民がボランティアで管理する制度。

*ISO14001：環境マネジメントシステムの国際規格のひとつで、国際標準化機構（ISO）で制定した環境管理と改善の手法を標準化・体系化したもの。計画（Plan）、実行（Do）、点検（Check）、見直し（Action）というPDCAサイクルを構築し、継続的に実施することで環境への負荷の低減を図るしくみをいいます。

*エコアクション21：ISO14001をベースに環境省が策定した環境活動評価プログラムで、中小規模の事業者でも簡易な手法で環境マネジメントの構築ができ、その結果、エネルギー消費量やコストの削減を図ることができる制度です。

*エコオフィス：省資源・省エネルギー対策を進め、環境への負荷の少ない事務活動を行っている事業所。

*温室効果ガス：太陽から地球に降り注ぐ光は素通りさせるが、暖まった地球から宇宙に逃げる熱を吸収する性質をもつガスのこと。京都議定書では6種類のガス（二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六フッ化硫黄）が削減対象になっています。

2) 事業種別環境配慮（行動）指針

(1) 宿泊・飲食業、観光業等（下記以外の環境配慮は、1）、3）を参照して下さい。）

目 標	国際観光文化都市「日光」の優れた自然や歴史文化などの環境資源に支えられ、また、環境交流都市を創造していく重要な役割を果たしている事業であることを認識し、それぞれの事業に応じた積極的な環境保全への取り組みを進めていきましょう。	
	今できること・やらねばならないこと	これから努力すべきこと
CO ₂ （地球 温暖化 防止）	<ul style="list-style-type: none"> ○環境にやさしい宿等の観光施設を積極的にアピールし、使用していない部屋の消灯やエアコンの設定温度を控えるなどをお願いしましょう。 	<ul style="list-style-type: none"> ○客室の断熱化、省エネルギー型冷暖房機器の導入、自然採光や風通しの確保などを進め、省エネルギー対策等への滞在者の理解と協力が得られるように工夫しましょう。 ○地域の再生可能エネルギー[*]の活用による冷暖房の提供など、環境にやさしい滞在環境の提供と事業の独自性を発信しましょう。
ごみ	<ul style="list-style-type: none"> ○滞在者の意向を考慮した食事の提供、食べ残しが出ないサービスの工夫に努めましょう。 ○土産物の販売等に際しては、簡易包装の推奨、包装方法の検討・工夫に努めましょう。 ○事業系生ごみの減量に努めましょう。 	<ul style="list-style-type: none"> ○事業系生ごみの飼料化・堆肥化などリサイクルを進めましょう。
公害防 止	<ul style="list-style-type: none"> ○温泉施設からの排水など、事業場からの排水を適正に管理し、河川や水路などの水質を汚濁することがないように努めましょう。（公共下水道への接続、適正な合併処理浄化槽[*]の設置と浄化槽の維持管理など） ○騒音・振動・悪臭防止など、快適な滞在環境の提供に努めましょう。 ○過度な照明や電飾（イルミネーション）看板の自粛など、夜間照明の適正化と光害防止に努めましょう。 	
自然保 護	<ul style="list-style-type: none"> ○日光の優れた自然、歴史文化や環境保全への取り組み情報を発信し、滞在者等の理解と環境保全意識の向上に努めましょう。 	<ul style="list-style-type: none"> ○地域や市民団体が実施する自然観察会やふれあい体験、自然調査等に参加し、従業員の環境学習や保全活動を進めるとともに、滞在者への情報提供と啓発に努めましょう。
環境交 流	<ul style="list-style-type: none"> ○「環境にっこう」[*]や市の観光ホームページ等の閲覧サービスを行うなど滞在者の日光の環境や環境資源を知る機会の提供に努めましょう。 	<ul style="list-style-type: none"> ○滞在者向けふれあい体験・交流等の環境学習メニューづくりに参加・協力し、滞在者に対応した情報提供に努めましょう。

※合併処理浄化槽：し尿のほか台所、風呂、洗濯など生活排水を併せて処理する施設のこと。し尿だけを処理する単独浄化槽と比べて、放流水の水質を向上させることができます。

※「環境にっこう」：市の環境に関する情報を発信・提供するしくみのこと。日光市のホームページと環境機関紙の2つがあります。

※再生可能エネルギー：自然環境の中で繰り返し起こる現象から取り出すエネルギーの総称。太陽光や太陽熱、水力（ダム式発電以外の小規模なものを言うことが多い）や風力、バイオマス資源（持続可能な範囲で利用する場合）、地熱、波力、温度差などを利用した自然エネルギーと、廃棄物の焼却熱利用・発電などのリサイクルエネルギーを指し、新エネルギーに含まれます。

(2) 卸売・小売業 (下記以外の環境配慮は、1)、3を参照して下さい。)

目 標		
市民の消費活動と密接な関係を有する事業として、環境にやさしい製品等の普及や市民等の3R活動、地球温暖化防止活動を支援していきましょう。		
	今できること	これから努力すべきこと
ごみ	<ul style="list-style-type: none"> ○チラシの印刷は必要最低限に努めましょう。 ○簡易包装の推奨、包装方法の検討・工夫（包装紙や梱包材の最小限化）に努めましょう。 ○製品には、廃棄方法（分別・資源化方法など）を分かりやすく明記しましょう。 	<ul style="list-style-type: none"> ○マイバッグ持参ポイント制[※]導入やレジ袋有料化等、レジ袋削減に取り組みましょう。 ○デポジット制度[※]（預かり金払い戻し制度）を有効に活用し、リサイクルに努めましょう。 ○エコショップ[※]への参加など、環境にやさしい製品、安全・安心な食品等の販売に努めましょう。 ○再生資源を利用した製品や材料を使用する、再生品の販売・使用を進めましょう。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ○有機農法や環境保全型農業による地元食材など安心できる新鮮な食品を販売しましょう。 	<ul style="list-style-type: none"> ○森林や除間伐材の木質バイオマス資源[※]や地元産材の販売や活用を進め、地域の森林の維持管理に協力しましょう。

※マイバッグ持参ポイント制：マイバッグ（買い物袋等）の持参者に、レジ袋の代わりにスタンプ等でポイントを与え、ポイントが貯まると割引などの買い物の特典が得られるしくみ。

※デポジット制度：預託金制度（「預かり金払い戻し制度」ともいう。）で、製品価格に一定金額の「デポジット（預託金）」を上乗せして販売し、製品や容器が使用後に返却された時に預託金を返却することにより製品や容器の回収を促進する制度。

※エコショップ：自治体等のエコショップ制度に基づいて、ごみ減量化・リサイクルに積極的に取り組むことを自ら宣言し、登録した小売店。

※木質バイオマス資源：バイオマスは、生物資源（バイオ）と量（マス）を合わせた造語で、再生可能な生物由来の有機性資源（化石燃料を除く）の総称で、「木質バイオマス資源」は、樹木の伐採や造材時に発生した枝・葉などの林地残材の木材等からなるバイオマス資源をいいます。

(3) 運輸・流通業 (下記以外の環境配慮は、1)、3を参照して下さい。)

目 標		
エコドライブ [※] の徹底、貨物や旅客輸送の効率化など、自動車利用に伴う環境負荷の低減に努めていきましょう。		
	今できること	これから努力すべきこと
	<ul style="list-style-type: none"> ○貨物車両等の排ガス対策を進めましょう。 ○過積載防止に努め、騒音や振動の未然防止に努めましょう。 	<ul style="list-style-type: none"> ○物流の合理化を進め、稼働車両台数の削減に努めましょう。 ○公共交通機関として、利用の向上が図れる取り組みを進めましょう。

※エコドライブ：環境にやさしく、（経済的にも）無駄の少ない運転のことで、急加速・急発進の自粛、早めのアクセルオフ、アイドリングストップ、タイヤの空気圧のこまめなチェックなど、燃費の改善と二酸化炭素の排出の少ない運転をいいます。

(4) 製造・加工業 (下記以外の環境配慮は、1)、3を参照して下さい。)

目標	事業活動に伴う公害防止や地球温暖化防止などの環境保全対策を進めましょう。また、消費者の消費行動により支えられている事業として、環境にやさしい製品の製造・供給、修理などに努めていきましょう。	
	今できること	これから努力すべきこと
CO ₂ (地球温暖化防止)	○製造工程の見直し、効率化などにより、省資源・省エネルギー対策を進めましょう。	○製造工程等を踏まえた自然エネルギー [※] や再生可能エネルギー [※] の有効利用に努めましょう。 ○材料の仕入れから製造・輸送・販売、リサイクルや廃棄など、商品のライフサイクルに配慮した省エネルギー対策やエネルギー効率利用の推進に努めましょう。
ごみ	○環境にやさしい製品、安全・安心な食品等の製造に努めましょう。 ○商品の包装方法の検討・工夫（包装紙や梱包材の最小限化）を進めましょう。	○自社製品の修理・再使用のしくみづくり、廃棄に際しての回収及びリサイクル等のしくみづくりを進めましょう。 ○地域や市内の企業との連携による廃棄物の相互活用など、廃棄物を排出さないシステムづくり（ゼロエミッション [※] ）を進めていきましょう。
公害防止	○工場・事業場からの排水を適正に管理・処理し、浄化対策の徹底など、河川や水路等水質汚染や土壌・地下水汚染等の防止対策を進めましょう。 ○工場や事業場からの大気汚染、騒音・振動・悪臭等の未然防止を進めましょう。	○事業所の環境報告書の作成を進め、市民等への公表など、相互理解の向上に努めましょう。
自然保護	○日光の豊かな水を利用した製品づくりを進めましょう。 ○日光のおいしい水を利用した製品のPRと活用に努めましょう。	○豊かな森林資源などの木質バイオマス資源 [※] としての活用や地元産材の活用による事業の検討などにより、森林の整備や森林環境の向上に協力しましょう。



※自然エネルギー：再生可能エネルギーのうち、太陽光や太陽熱、水力（ダム式発電以外の小規模なもの）や風力、地熱、波力、温度差などのエネルギー。

※再生可能エネルギー：自然環境の中で繰り返し起こる現象から取り出すエネルギーの総称。太陽光や太陽熱、水力（ダム式発電以外の小規模なものを言うことが多い）や風力、バイオマス資源（持続可能な範囲で利用する場合）、地熱、波力、温度差などを利用した自然エネルギーと、廃棄物の焼却熱利用・発電などのリサイクルエネルギーを指し、新エネルギーに含まれます。

※ゼロエミッション：産業活動から排出される廃棄物など全てを、ほかの産業の資源として活用し、全体として廃棄物を出さない生産のあり方を目指す考え方をいう。3Rの推進により、廃棄物の最終処分量を「ゼロ」にする取組を指すこともあります。

(5) 農林水産業 (下記以外の環境配慮は、1)、3を参照して下さい。)

目 標	地域の自然環境と密接に関連した事業として、適切な環境保全対策を進めていきたいと思います。また、地域の環境保全活動に積極的に協力し、より良好な状態での環境の保全と継承に努めていきたいと思います。	
	今できること	これから努力すべきこと
ごみ	○事業活動に伴う生ごみの堆肥化・飼料化と活用に努めましょう。	○間伐材等林産廃棄物、農産廃棄物の資源化に努めましょう。
農地保全	○農薬や化学肥料等の適正使用と削減に努めましょう。また、農薬等の空中散布の自粛と適正化に努めましょう。	○農業用水路やため池等における水質浄化機能の確保など、用排水路の保全に努めましょう。
自然保護	○豊かな森林資源などの木質バイオマス資源※としての活用や地元産材の活用に配慮し、森林の整備や森林環境の向上に協力しましょう。 ○農地・水・環境保全向上対策事業※に協力し、農地・水等の良好な環境の保全に取り組みましょう。	○地域や市民団体が実施する自然観察会やふれあい体験、自然調査等に協力しましょう。
環境交流	○地域の伝統食材や林産資源の保全と継承に努め、食育※学習や地産地消※、地域の特産品を活かした地域づくりを進めましょう。 ○有機農業※や環境保全型農業など、生産者の顔の見える安心な農産物の活用を進め、地域の地産地消への参加・協力や環境に配慮した農業等を進めましょう。	○食・農・環境教育の一環として行われる学校での作物づくりに協力し、作物づくりや食材を活かした調理、食と農業・環境とのかかわりなどの食育※学習に協力しましょう。

※木質バイオマス資源：バイオマスは、生物資源（バイオ）と量（マス）を合わせた造語で、再生可能な生物由来の有機性資源（化石燃料を除く）の総称で、そのうち樹木の伐採や造材時に発生した枝・葉などの林地残材などの木材からなる資源のことを「木質バイオマス資源」といいます。

※農地・水・環境保全向上対策事業：農地・農業用水等の資源や農村環境を守り、質を高める地域共同の取組と、環境保全に向けた先進的な営農活動を総合的に支援し、農地・水・環境の良好な保全とその質の向上を図る事業です。

※食育：食育は、「食」に関する様々な経験や学習により「食」を選択する知識を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てること。

※地産地消：地域で生産された農産物や水産物をその地域で消費することで、地域生産地域消費の略。

※有機農業：自然環境や生態系と調和した形で実践されることを目指した農業の形態で、有機農法、有機栽培ともいわれます。

3) 事業所の建設等に際しての環境配慮（行動） （下記以外の環境配慮は、1）、2を参照して下さい。）

目 標	新たな事業の立案・実施、事業場の建設・整備に際しては、地域の自然環境や生活環境への影響、操業・供用に伴う環境負荷の増大等について十分に配慮し、適切な未然防止対策の実施に努めましょう。
環境配慮(行動)の推進	
CO ₂ (地球温暖化防止)	<ul style="list-style-type: none"> ○事業所の省エネルギー性能の向上、敷地内や壁面・屋上等事業所周辺緑化など、環境に配慮した事業所の整備を進めましょう。 ○事業所の省エネルギー対策や太陽光発電・太陽熱利用などの新エネルギー[※]の導入に努めましょう。 ○使用水の循環利用、雨水利用施設の整備など、水資源の有効利用に努めましょう。
ごみ	<ul style="list-style-type: none"> ○建物等の解体における資源分別の徹底、積極的な建設廃材の再資源化と有効利用に努めましょう。 ○工場・事業場の建設に際しては、解体時における建設廃棄物のリサイクルを考慮し、廃棄物の発生を少なくする工夫に努めましょう。
公害防止	<ul style="list-style-type: none"> ○建設作業等に伴う騒音・振動の発生防止、低騒音・低振動型の機械や工法の採用に努め、生物の生息環境や生活環境への影響を減らしましょう。 ○土地の埋立てに際しては、埋立て土砂等の中に有害物質が含まれないよう十分に配慮しましょう。
自然保護	<ul style="list-style-type: none"> ○絶滅危惧種や希少生物の生息生育地での事業所の立地や施設整備等は控えましょう。 ○事業場の立地や施設整備等に際しては、自然環境や自然景観、歴史文化遺産や歴史文化環境などの保護・保全と継承に積極的に努めましょう。 ○敷地内や事業所周辺の緑化やビオトープ[※]づくり、緑地の維持管理などに努めましょう。また、所有する資材置き場や空き地などの雑草刈りや清掃などに努めましょう。
環境交流	<ul style="list-style-type: none"> ○環境交流都市として、自然環境や歴史文化環境に配慮した街並みづくりに協力しましょう。

※新エネルギー：太陽光発電や風力発電などの「再生可能エネルギー」のうち、地球温暖化の原因となる二酸化炭素の排出量が少なく、エネルギー源の多様化に貢献するエネルギーの総称。

※ビオトープ：生物を意味するバイオ（bio）と場所を意味するトープ（tope）を合成したドイツ語で、生物が生存するための最小空間をいいます。